

京都市民法律相談の 相談日などを一部変更します!

京都市消費生活総合センターが、令和4年2月14日に中京区総合庁舎へ移転することに伴い、より身近な各区役所・支所で相談を受けられるよう、京都市民法律相談の相談日などを一部変更します!



実施場所	～令和4年2月10日(木)				令和4年2月14日(月)～				令和4年4月1日(金)～			
	実施日	実施時間	定員	実施方法	実施日	実施時間	定員	実施方法	実施日	実施時間	定員	実施方法
消費生活 総合センター	毎週月曜日	13:15~15:15	12	対面	毎週月曜日	廃止						
	毎週火曜日	13:15~15:55	8		毎週火曜日							
	毎週木曜日	13:15~15:55	8		毎週木曜日							
	毎週金曜日	13:15~15:35	14		毎週金曜日							
	毎月 第2・4水曜日	18:00~ 20:00	各15	電話	毎月 第2・4水曜日	18:00~ 20:00	各10	電話	毎月第2・4火曜日 毎月第2・4木曜日	18:00~ 20:00	各5 各5	電話
上京区, 中京区, 東山区, 下京区, 洛西支所, 深草支所, 醍醐支所	毎週水曜日	13:15~ 15:15	6	対面	毎週水曜日	13:15~ 15:15	6	対面	毎週水曜日	13:15~ 15:35	7	対面
北区, 左京区, 山科区, 南区, 右京区, 西京区, 伏見区			12				12				14	

- 消費生活総合センターで毎週月曜日・火曜日・木曜日・金曜日に実施している対面による相談について、移転後(令和4年2月14日)から廃止するとともに、第2・第4水曜日に実施している電話による相談について、相談定員を15名から10名に変更します。
- 消費生活総合センターで第2・第4水曜日に実施している電話による相談について、令和4年4月1日から、第2・第4火曜日及び第2・第4木曜日に変更します。
- 各区役所・支所で毎週水曜日に実施している相談について、令和4年4月1日から定員を1名又は2名増やします。

※予約・問合せは裏面を御覧ください。



京都市
CITY OF KYOTO



京都市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



京都市民 法律相談とは？

京都市では、市民の皆様が日常生活を営む上で抱える様々な法律上の疑問や問題について、問題解決の糸口となるよう、弁護士による法律相談を無料で実施しています。

消費生活総合センター及び各区役所・支所で実施する京都市民法律相談の受付については、全て予約制です。電話又は来所にて、相談時間内で御希望の相談枠の予約をお取りします。（予約・問合せの電話番号は、下段の表で御確認ください。）相談時間は、相談者1組につき約20分です。

- 消費生活総合センターでは、相談日の前の週の月曜日から予約を受け付けます。
受付時間は、午前9時～午後5時です。

令和4年2月10日(木)まで

☎256-2007

令和4年2月14日(月)から

☎366-3349

相談日などの変更に関するお問合せは

令和4年2月10日(木)まで

☎256-1110

令和4年2月14日(月)から

☎366-2250

- 各区役所・支所では、相談日の週の月曜日から予約を受け付けます。
受付時間は、午前9時～午後5時です。

北区役所	☎ 432-1208	南区役所	(予約専用) ☎ 632-8171
上京区役所	☎ 441-5040		(問合せ先) ☎ 681-3417
左京区役所	☎ 702-1029	右京区役所	☎ 861-1264
中京区役所	☎ 812-2426	西京区役所	☎ 381-7197
東山区役所	☎ 561-9114	西京区役所洛西支所	☎ 332-9318
山科区役所	☎ 592-3088	伏見区役所	☎ 611-1144
下京区役所	(予約専用) ☎ 754-8769	伏見区役所深草支所	☎ 642-3203
	(問合せ先) ☎ 371-7170	伏見区役所醍醐支所	☎ 571-6135



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！

